

佐賀県居住支援推進空き家利活用モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、居住目的のない空き家を住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅又は居住支援活動の拠点等として整備することにより、居住支援団体の支援活動の円滑化と活動範囲の拡充、住宅確保要配慮者の居住環境づくりの推進を図るため、居住支援活動のための空き家の取得や改修工事等を行う居住支援法人及び居住支援法人と連携して居住支援活動を行う個人又は団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)並びに佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。)第2条第1項第1号から第5号及び同法施行規則第3条第1号から第10号に定める者、並びに同法施行規則第3条第11号の規定に基づく者
- (2) 空き家 佐賀県内に存する一戸建ての専用住宅、兼用住宅及び併用住宅で現に居住又はその他の用途に使用されていないことが常態であるものをいう。
- (3) 住宅等 住宅及びその住宅に附属する建築設備。ただし、敷地内の住宅以外の物置、車庫及びその他の別棟の建築物を除く。
- (4) 改修工事等 住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強又は改修工事、若しくは住宅等の一部を増築又は改築する工事。ただし、増築又は改築部分の床面積が増築又は改築後の既存部分の床面積を超える工事を除く。
- (5) 県内業者 佐賀県内に居住する個人事業者又は佐賀県内に本店を有する法人事業者
- (6) 居住支援法人 住宅セーフティネット法第40条に基づき、居住支援を行う法人として都道府県が指定するもの
- (7) 居住支援活動 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、入居に係る住宅情報の提供、相談又は見守りなどの生活支援等を実施する活動
- (8) 住宅確保要配慮者専用住宅 入居者の資格を住宅確保要配慮者又はその配偶者等に限定する賃貸住宅

(補助事業者)

第3条 この補助金の対象者(以下、「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 佐賀県が指定した居住支援法人

(2) 佐賀県が指定した居住支援法人与連携して佐賀県内で居住支援活動を行う個人又は団体

2 前項の補助事業者は次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 県税の滞納がないこと。

(2) 補助対象事業に対して、他の補助制度の補助金等を受けていないこと。

3 第1項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

4 第1項の補助事業者は、前項の2号から7号までに掲げる者が、その経営等に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 居住支援活動を行うための空き家（その敷地を含む）の購入。（土地のみの購入を除く。）

(2) 別表1に定める空き家の改修工事等

2 前項各号に定めるもののほか、次の各号に該当するものとする。

(1) 前項各号の空き家は、耐震性を有するものであること。（昭和56年5月31日以前に着工したものである場合、別表2（1）項に定める耐震診断及び必要に応じて別表2（2）項に定める耐震改修工事を行うものであること。）

(2) 補助事業者が補助対象事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け商第1251号佐賀県農林水産商工本部長通知）のとおり県内業者と契約するように努めること。

3 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助対象としない。

(1) 空き家の改修工事等について、補助金の交付決定の前に工事の着手をしたもの。（第4条第1項第1号に規定する空き家の購入については、購入に係る契約をしたもの。）

(2) 他の補助制度の対象となったもの。（改修工事部分及び費用が明確に切り分けられる場合で、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分を除く。）

（補助金の額）

第5条 知事が交付する住宅1戸当たりの補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する空き家の購入に要する費用について、その額は空き家の購入に要する費用と30万円のいずれか低い額とする。
 - (2) 前条第1項第2号に規定する空き家の改修工事等に要する費用について、その額は、対象改修工事等に要する費用の23%の額又は50万円のいずれか低い額とする。ただし、別表1(1)項第5号に要する費用は次号の定めによる。
 - (3) 前条第2項第1号に規定する別表2に定める耐震診断及び耐震改修工事に要する費用について、その額は、耐震診断及び耐震改修工事に要する費用と20万円のいずれか低い額とする。
- 2 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てる。
 - 3 補助金は、住宅1戸につき1回に限って交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が定める日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 補助事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業(本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。
 - ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更
 - イ 入札実施による補助金額の減額
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (6) 規則第22条の規定により、知事に承認を得て処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (7) 補助事業者は事業完了後の住宅等の活用状況について、連携した居住支援法人を通じて事業を実施した年度の翌年度以降に開催される居住支援協議会等で報告を行うこと。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
- 3 第1項第3号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止(廃止)承認申請書は、様式第3号のとおりとする。
- 4 第1項第4号の規定により、知事にその指示を受けようとする場合の遂行状況報告書は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金交付申請書を受領したときはこれを審査し、適当と認めるときは当該補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第9条** 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書は、原則、事業完了後30日以内の日又は当該補助金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

- 第10条** この補助金は、知事が必要と認められた場合には、概算払で交付することができる。
- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第6号及び様式第7号のとおりとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条** 補助事業者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

改修工事等	(1) 次の各号のいずれかに該当する空き家を住宅確保要配慮者専用住宅に改修するために行う工事※
	1 共同居住用住居に用途変更するための改修又は間取りの変更
	2 バリアフリー改修工事(外構部分のバリアフリー化を含む)
	3 防火・消火対策工事
	4 子育て世帯対応改修工事
	5 別表 2 (2) 項に定める耐震改修工事
	6 省エネルギー改修工事
	7 交流スペース (コミュニティスペース) を設置する工事
	8 見守りサービス等を行うための設備の設置に係る工事
	9 賃貸住宅として貸し出せる状態とするために最低限必要となる工事
(2) 居住支援法人が居住支援活動を行うために必要となる施設の整備に係る工事※ (居住支援法人の福利厚生を目的とした施設など、直接居住支援活動の用に供されないものの整備に係る工事を除く。)	

※カーテン、家具、書庫、OA機器等の購入、設置を除く。

別表 2 (第 4 条関係)

耐震診断	(1) 昭和56年5月31日以前に着工した建築物として、次の各号のいずれかの方法により建築物の地震に対する安全性を評価するもの
	1 財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法 (時刻歴応答解析による方法を除く。)
	2 財団法人日本建築防災協会の「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断基準」
	3 財団法人建築保全センターの「官庁施設の総合耐震診断基準」
	4 文部科学省の「屋内運動場等の耐震性能診断基準」
	5 社団法人プレハブ建築協会の「木質系工業化住宅の耐震診断法」
	6 社団法人プレハブ建築協会の「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」
	7 社団法人プレハブ建築協会の「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」
	8 財団法人日本建築防災協会の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」
	9 財団法人日本建築防災協会の「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」
10 簡易耐震診断法 (前各項に定めるもののほか、一戸建て住宅の耐震診断の方法として、特に知事が認めるものをいう。)	
耐震改修	(2) 昭和56年5月31日以前に着工した建築物として、建築士が行った耐震診断により、所要の耐震性能を有するために必要とされる改修工事